

広島県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年四月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道八幡雲耕線	山県郡北広島町雲耕字雲耕七七〇番一地从先から山県郡北広島町宮地字宮地二二一番一地从先まで	平成二十五年四月四日